

**鳥取県選挙管理委員会告示第18号**

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市鹿野町立町集会所	鳥取市鹿野町鹿野1075
鳥取市三津生活改善センター	鳥取市三津278-1
鳥取市佐治町河本多目的集会所	鳥取市佐治町河本112
鳥取市佐治町上大井集会所	鳥取市佐治町大井621